

令和2年度 町民税・県民税申告のお願い 3月16日(月)まで

－ マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です －

令和2年度町県民税申告書を提出していただく時期となりました。この申告は、みなさんの町県民税や国民健康保険税等を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明・納税証明などの各種証明書発行にも重要なものです。申告期限3月16日(月)までに必ず提出をお願いします。

なお、町県民税申告書は、申告が必要と思われる方には既に送付しています。申告が必要な方で、届いていない場合は、税務収納課までご連絡ください。

※所得税の確定申告をされる予定の方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。

所得がなかった場合でも申告書の提出が必要な方

- ①国民健康保険に加入されている方(保険税算定や軽減判定・高額療養費の判定に必要)
- ②後期高齢者医療保険に加入されている方(保険料算定や軽減判定に必要)
- ③介護保険に加入されている方(保険料算定に必要)
- ④福祉医療制度〈ひとり親・身障・重・子ども〉の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑤精神障害者医療費助成制度の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑥国民年金に加入されている方(免除申請に必要)
- ⑦児童手当などの受給の認定を受ける方(判定資料に必要)
- ⑧公営住宅に入居されている方(家賃決定に必要)
- ⑨こども園・保育園等園児の保護者(入園申請に必要)
- ⑩他の方に扶養されている方(扶養認定等の所得証明発行のために必要)
- ⑪所得証明・(非)課税証明の交付を必要とする方
*その他にも申告が必要な場合もあります。

公的年金等を受給している方の申告

収入が公的年金のみで、支払額(複数ある場合は合計額)が400万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合や公的年金以外の所得が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

【注意】確定申告が不要でも、以下の場合は町県民税に影響することがあるため申告が必要です。

- ・「公的年金にかかる源泉徴収票」に記載のない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合
- ・公的年金以外に所得(20万円以下)がある場合など

町県民税申告書の提出が必要のない方

- ・所得税の確定申告をされる予定の方
- ・前年中の給与収入が1か所のみで、年末調整が済み、勤務先から吉野町役場に給与支払報告書が提出されている方(勤務先に提出状況をご確認ください)
ただし年末調整していない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合は申告が必要です。

公的年金からの引き落とし(特別徴収)について

65歳以上の公的年金を受給されている方で町県民税を納税する義務のある方については、平成28年10月から町県民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)が始まり、公的年金の支払いをする年金保険者(社会保険庁など)が年金から町県民税を引き落としとして町に納めていただいています。

令和2年度についても引き続き特別徴収を行いますのでよろしくをお願いします。

令和2年度の年金所得に対する納税額の徴収方法

前年中(平成31[令和元]年中)の年金所得の金額から計算した税額の2分の1を令和2年4月、6月、8月の3回に分けて、仮徴収を行います。

確定した令和2年度年税額から仮徴収税額を控除した残額を同年10月、12月、翌年2月の3回に分けて引き落とし(本徴収)を行います。

詳しくは、6月頃に送付する納税通知書にてご確認ください。

令和2年度 町民税・県民税(令和元年分所得に対する課税)から適用される主な改正のお知らせ

ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税制度の見直しにより、令和元年6月1日以後、総務大臣の指示を受けていない都道府県・市区町村に対する寄付金は、ふるさと納税の対象外となります。

ただし、所得税の「所得控除」および住民税の「寄付金税額控除」(基本控除額)は対象となりますので、確定申告または住民税申告の寄付金控除に含めて申告してください。

※住民税の寄付金税額控除のうち、「特例控除額」および「ワンストップ特例制度」は適用されません。

※ふるさと納税の対象となる都道府県・市区町村については、総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」をご確認ください。



住宅借入金等特別税額控除の拡充

消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住の用に供した場合、住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の控除期間が3年延長されます。

改正後の住宅借入金等特別税額控除

居住開始年月	控除限度額	控除期間
平成26年4月から令和3年12月まで(消費税率が8%または10%の場合) ※下段に該当する場合を除く	所得税の課税総所得金額等の7%(町民税4.2%県民税2.8%) 上限136,500円	10年
令和元年10月から令和2年12月まで(消費税率が10%の場合) ※拡充分	所得税の課税総所得金額等の7%(町民税4.2%県民税2.8%) 上限136,500円	13年

町民税・県民税からの控除額は、次の①と②のうち、いずれか少ない金額となります。

- ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額
- ②上記控除限度額

税理士による無料税務相談

所得税の確定申告の時期が近づいています。近畿税理士会吉野支部から派遣された税理士による無料相談を開催します。

※所得税の確定申告に限ります。株式・土地建物等の譲渡、贈与税、相続税等の相談は行っておりません。

日時 2月14日(金) 9時30分～16時

場所 吉野町役場 1階 第1相談室

令和2年度

町県民税申告休日受付窓口の開設

税務収納課では、下記日程において町県民税申告の受付を行います。

町県民税の申告書の提出を予定されている方は、ご利用ください。

日時 2月16日(日)

3月 7日(土) いずれも9時～16時

場所 吉野町役場 1階 税務収納課

(注) 所得税確定申告については、内容により対応できない場合があります。

平日お仕事等でお忙しい方へ **休日納税相談窓口の開設** 2月16日(日) 9時～16時

税金についての相談

いろいろな事情で納期限までに納めることができない場合には、そのまましておかないで、**早めに印鑑と納税通知書などを持ってお越しください。**

相談は**電話**でもお受けします。(ご相談の内容によってはご来庁をお願いする場合があります)**お気軽にご相談ください。**

なお、平成31年度の町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税の納付期限は既に経過しています。

納付忘れがないか今一度ご確認ください。

◆お問い合わせ先 役場 税務収納課
NTT…Tel(32)3081 | IP直通…Tel(39)9062

国民健康保険についての相談

上記日程で、国民健康保険についての相談窓口を開設いたします。また電話での相談もお受けします。

◆お問い合わせ先 役場 町民課 国保担当
NTT…Tel(32)3081 内線123 IP直通…Tel(39)9063

国民健康保険 第8期納期限 3月2日(月)

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いします。

後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか

後期高齢者医療保険料の普通徴収による納付期間は、第1期(7月)から第8期(翌年2月)となっています。

第8期の納期限は、3月2日(月)です。最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)でお納めください。



なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納付額に見合う金額の準備をお願いします。

保険料の納め忘れはありませんか。保険料の納め忘れ等により、納期限までに納付いただけなかった場合は、督促状が発送されることになります。

また、特別な事情もないまま未納が続きますと、差押さえなどの滞納処分や、有効期限の短い被保険者証の交付等の処分の対象となりますので、ご注意ください。

◆お問い合わせ先
役場 町民課 後期高齢者医療担当
NTT…Tel(32)3081内線122 IP直通…Tel(39)9063

年金相談のご予約は各年金事務所の予約専用ダイヤルでお受けします

奈良県内の年金事務所の予約制による年金相談は「年金相談予約専用ダイヤル」で受付しますので、ご利用ください。

予約の申込方法

年金相談のご予約は、相談希望日の1か月前から2日前まで、相談ご希望の年金事務所等の予約専用ダイヤルにてお受けいたします。

※奈良年金事務所 Tel0742(35)1375

※大和高田年金事務所 Tel0745(22)3533

※桜井年金事務所 Tel0744(46)0978

※奈良年金相談センター Tel0742(36)6501

◎受付時間は、平日8時30分から17時15分までです。

◎この電話番号は、予約専用ダイヤルですので、年金相談はお受けできません。

予約の際お聞かせください

相談される方の 1. お名前・基礎年金番号
2. ご連絡先の電話番号
3. 主な相談内容

※予約の混雑状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆お問い合わせ先

大和高田年金事務所 Tel0745(22)3531

役場 町民課 年金担当

NTT…Tel(32)3081内線125 IP直通…Tel(39)9063

廃車手続きをお忘れなく

原動機付自転車・軽自動車を廃車したときは、廃車手続きを忘れずに済ませてください。手続きを忘れてしまうと、実際に原動機付自転車・軽自動車を所有していなくても、毎年4月1日現在で軽自動車税が課税されます。

なお、他の市町村に転出される方で、原動機付自転車を所有している方は、標識(ナンバープレート)の交換が必要です。3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等の影響で、廃車や名義変更などの申請が集中し窓口が大変混雑します。各種手続きはできるだけお早めに行いましょう。

車種	手続きをするところ	持ち物
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	役場 税務収納課 Tel0746(32)3081	標識・印鑑
軽自動車 (軽四輪・軽三輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 大和郡山市額田部北町980-3 Tel050(3816)1845	左記に お問い合わせ ください。
軽二輪車 (125ccを超え250cc以下のもの) 小型二輪車 (250ccを超えるもの)	近畿運輸局奈良運輸支局 大和郡山市額田部北町981-2 Tel050(5540)2063	

- 軽自動車の各種手続き案内
軽自動車検査協会ホームページ <https://www.keikenkyo.or.jp/>
- 自動車の各種手続き案内…Tel050(5540)2063
近畿運輸局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

下水道をご利用の皆様へお願い

下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。下水道は、吉野川をはじめとする河川の水質保全や皆様の生活環境をより良くするための大切な財産です。下水道に汚水を流すときは、一人ひとりが十分に注意をして、大切に正しく使用しないと故障の原因となって、設備の寿命を縮めることとなります。下水道の使用については、次の点にご注意ください。

台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう

生ごみは、配水管が詰まるもとです。水切りをして、ごみ収集日に出しましょう。

水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう

トイレットペーパー以外の紙、生理用品、異物などを流すと、下水道管が詰まるもとです。

てんぷら油やサラダ油の廃油を流さないでください

お料理のあとの油は配水管に流すと管の内側に付いて固まって下水が流れなくなる恐れがあります。

宅地内の排水設備の管理は皆さんでお願いします

快適な生活をするための水洗化ですが、使用上の注意を怠ると故障したり、設備の寿命を縮めたりします。また、修理に多額の費用がかかる場合がありますので、故障しないよう日常の管理を行ってください。

下水道供用開始区域内の皆様は一日でも早く下水道に接続しましょう!



紙オムツは流さないで!

下水道の使用に関する相談・お問い合わせ先 役場 暮らし環境整備課 上下水道推進室 Tel(32)8175